別添

面談フロー図

所属内の「子を養育する女性警察官」を把握する
★子を養育する女性警察官全員が対象です★

異動発令前

女性警察官の勤務状況は・・・

- 勤務している
  - 女性警察官の子ども（末子）は・・・
    - 未就学児
      - 条例に該当するか・・・
        - 条例該当
          【要件】
          配偶者が
          〇深夜（午後10時から翌午前5時）までの勤務が月4日以上である。
          〇負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により子を養育することが困難である。
        - 条例に該当しない
    - 小学生以上
- 育休中である
  - こちらの流れへ
    - R8. 5までに育休復帰
    - R8.6以降に育休復帰

異動発令後

条例該当

「深夜勤務制限請求書」を作成
↓
所属長決裁後、警務課人事係へ送付する

条例に該当しない／小学生以上

①「仮面談シート」にて仮面談を行う

②「仮面談シート」を所属長決裁し、その写しを
異動先の所属へ送付する

復職後

①「当直チェックシート（本面談）」にて本面談を行う

②当直勤務の免除又は頻度軽減措置を申請する者は、
「当直勤務等免除・頻度軽減申請書」を作成し、所属に申請

③当直チェックシート（本面談）及び申請書をもとに、所属長は
「当直勤務等に係る意見照会兼意見書」を作成

④「当直勤務等に係る意見照会兼意見書」を
所属長決裁し、**警務課企画係へメール送付する**
※当直チェックシート（本面談）の写し及び申請書の写しも併せて送付

警務課が申請内容等を確認し、意見書を所属へ送付

- 当直等免除
- 警務課からの意見書をもとに当直等勤務免除や頻度軽減措置を行う